

議事要旨(4)① 金融商品専門委員会における検討状況について（電子記録債権に関する会計処理）

西川委員長（専門委員長）より、先般、基準諮問会議から提言のあった標記の会計処理等について、専門委員会での検討を踏まえ、今回より文案の検討を行う旨の説明があった。引き続き、小田専門研究員より、専門委員会における意見を踏まえた文案の内容及び次回の委員会において最終公表の議決を予定している旨の説明がなされた後、次のような質疑応答が行われた。

（科目名について）

- ・ある委員より、設例において、営業取引以外の取引に基づいて電子記録債権を発生させた場合の貸借対照表上の科目名が「営業外電子記録債権」となっているが、このように「営業外」と記載する方法は一般的であるのかとの質問があった。これに対し事務局からは、手形債権に準じた取扱いであり、特別な記載方法ではない旨の説明がなされた。
- ・また、オブザーバーである金融庁より、電子記録債権は受取手形と必ずしも同じではないと考えられるため、電子記録債権の表示については財務諸表等規則などにおける対応に時間がかかる可能性があるとのコメントがあった。

（保証記録について）

- ・ある委員より、手形債権を裏書譲渡する際は、遡及義務が生じるが、電子記録債権を譲渡する場合に、保証記録を行う必要があるのかとの質問があった。これに対し事務局からは、保証記録を行えば遡及義務が生じ、行わなければ遡及義務が生じない旨の説明がなされた。

以 上